



## 一、最新中国法令

### ● [海关总署关于明确进出口货物税款缴纳期限的公告](#)

- 【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告 2022 年第 61 号  
【发布日期】2022-07-15  
【实施日期】2022-07-15  
【内容提要】根据该公告：
- 海关制发税款缴纳通知并通过“单一窗口”和“互联网+海关”平台推送至纳税义务人。
  - 纳税义务人应当自海关税款缴纳通知制发之日起 15 日内依法缴纳税款；采用汇总征税模式的，纳税义务人应当自海关税款缴纳通知制发之日起 15 日内或次月第 5 个工作日结束前依法缴纳税款。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4471222/index.html>

### ● [海关总署关于增加高级认证企业便利措施促进外贸保稳提质的通知](#)

- 【发布单位】海关总署  
【发布文号】署企发〔2022〕73 号  
【发布日期】2022-07-15  
【内容提要】该通知提出，为进一步发挥海关信用管理职能作用，在原有管理措施基础上，向高级认证企业实施优先实验室检测、优化风险管理措施、优化加工贸易监管、优化核查作业、优先安排口岸检查、优先开展属地查检等便利措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/4471519/index.html>

### ● [海关总署关于发布《2022 年第五届中国国际进口博览会海关通关须知》和《海关支持 2022 年第五届中国国际进口博览会便利措施》的公告](#)

- 【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告 2022 年第 62 号  
【发布日期】2022-07-18  
【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/...>

## 一、最新中国法令

### ● [輸出入貨物の納税期限の明確化に関する税関総署による公告](#)

- 【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告 2022 年第 61 号  
【発布日】2022-07-15  
【実施日】2022-07-15  
【概要】この公告の内容は以下の通りである。
- 税関は納税通知を作成発行し、且つ「単一窓口」及び「インターネット+税関」というプラットフォームを通じて納税義務者に送付する。
  - 納税義務者は税関による納税通知が作成発行された日から 15 日以内に法に基づいて税金を納付しなければならず、総合課税モデルを採用する場合、納税義務者は税関による納税通知が作成発行された日から 15 日以内または翌月第 5 営業日が終了するまでに法に依拠して納税しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4471222/index.html>

### ● [高級認証企業への便宜措置を増やし対外貿易の安定維持及び品質向上を促進することに関する税関総署による通知](#)

- 【発布機関】税関総署  
【発布番号】署企発〔2022〕73 号  
【発布日】2022-07-15  
【概要】本通知では、税関の信用管理機能としての役割をさらに発揮させるために、既存の管理措置をベースとして、高級認証企業に対し、実験室での優先検査、リスク管理措置の最適化、加工貿易に対する監督管理の最適化、監査作業の最適化、検問所検査の優先手配、属地検査の優先実施などの便宜措置を実施することを打ち出した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/4471519/index.html>

### ● [「2022 年第 5 回中国国際輸入博覧会税関通関の心得」と「2022 年第 5 回中国国際輸入博覧会を支援するための税関による便宜措置」の発布に関する税関総署による公告](#)

- 【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告 2022 年第 62 号  
【発布日】2022-07-18  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/...>

● [北京市人力资源和社会保障局等三部门关于统一 2022 年度各项社会保险缴费基数上下限的通知](#)

【发布单位】北京市人力资源和社会保障局、北京市医疗保障局、国家税务总局北京市税务局

【发布文号】京人社保发〔2022〕30 号

【发布日期】2022-07-19

【内容提要】自 2022 年 07 月起，北京市 2022 年度企业职工基本养老保险、失业保险、工伤保险、职工基本医疗保险（含生育）月缴费基数上限确定为 31884 元，月缴费基数下限为 5869 元。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202207/t20220719\\_2774685.html](http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202207/t20220719_2774685.html)

● [2022 年度各社会保险料納付の給与基数上限及び下限の統一に関する北京市人的資源社会保障局等 3 部門による通知](#)

【発布機関】北京市人的資源社会保障局、北京市医疗保障局、国家税务总局北京市税务局

【発布番号】京人社保発〔2022〕30 号

【発布日】2022-07-19

【概要】2022 年 7 月から、北京市 2022 年度企業従業員基本養老保険、失業保険、労災保険、従業員基本医療保険（生育保険を含む）の月間納付基数の上限を 31,884 元に確定し、月間納付基数の下限については 5,869 元とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202207/t20220719\\_2774685.html](http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202207/t20220719_2774685.html)

● [广东省人力资源和社会保障厅关于做好高温天气劳动权益维护有关工作的通知](#)

【发布单位】广东省人力资源和社会保障厅

【发布文号】粤人社函〔2022〕219 号

【发布日期】2022-07-20

【内容提要】该通知要求用人单位：

- 按时足额向从事露天岗位工作以及不能采取有效措施将作业场所温度降低到 33℃以下的劳动者发放高温津贴（06-10 月；每月 300 元或每天 13.8 元）；
- 合理安排工作时间，不得违反相关规定，因高温天气停止工作、缩短工作时间而扣除或者降低劳动者工资。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://hrss.gd.gov.cn/attachment/0/494/494528/3979171.pdf>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、里兆解读

● [高い気温下での労働権益保護に関する作業を貫徹させることに関する広東省人的資源社会保障庁による通知](#)

【発布機関】広東省人的資源社会保障庁

【発布番号】粤人社函〔2022〕219 号

【発布日】2022-07-20

【概要】本通知では、使用者に以下の通り要求している。

- 屋外での作業に従事し、有効な措置を講じて作業場の温度を 33℃以下に下げることができない労働者に対して、時間通りに高温手当を全額支給する（6 月～10 月：ひと月 300 元又は 1 日 13.8 元）。
- 労働時間を合理的に手配しなければならず、関連規定に違反してはならず、気温が高いために仕事を中断し、労働時間を短縮させることにより労働者の給与を控除したり、引き下げたりしてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://hrss.gd.gov.cn/attachment/0/494/494528/3979171.pdf>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解説

- [金融机构个人信息保护的合规要点解析\(连载之二/共二篇\)](#)

在第 781 期《里兆法律资讯》中，我们介绍了“个人金融信息保护的立法与监管”，接下来继续解读“金融机构个人信息保护的合规要点”和“对构建个人金融信息保护机制的若干建议”。

## 二、金融机构个人信息保护的合规要点

### 1. 信息收集遵循“告知-同意”与“最小必要”原则

首先，个保法确立了个人信息处理应遵循“告知-同意”原则，即个人信息的收集、使用等要有明确的目的，并在收集前告知个人该处理目的、方式、范围等事项，除 6 种豁免同意的情形外，应事先获取本人的同意。个人不同意的，个人信息处理者不得以此为由拒绝提供相关产品或服务，除非处理个人信息是提供相关产品或服务所必需。《征求意见稿》第 42 条再次强调了该信息收集规则，并指出银行保险机构“不得采取变相强制、违规购买等不正当方式收集消费者个人信息”。

其次，个人金融信息的收集必须遵循“最小必要”原则，即限定在个人获得金融商品或接受金融服务所必需的范围之内。目前，金融领域普遍存在的对个人信息的过度收集现象，往往跟“衍生信息”有关。“衍生信息”是指对原始个人信息进行处理、分析后形成的能反映个人某些特定情况的信息，如个人的消费习惯、风险偏好、投资意愿等，通过这些信息形成客户画像，以便用于金融产品的营销和金融服务的创新等。《征求意见稿》第 43 条允许银行保险机构使用格式条款取得个人信息授权，但也明确要求“在格式条款中明确收集、使用和对外提供的范围和具体情形，并在协议的醒目位置明示与消费者存在重大利害关系的内容”。实际操作中，金融机构应避免在格式合同中设置“概括授权”、“隐藏条款”等，造成对个人金融信息的过度收集和使用。另外，对于需要特别提示客户的重大利害关系内容，可采取加粗、加下划线、变更字体颜色等方式引起客户充分注意，或者设置合理的阅读时间（如设定 10 秒）强制性要求客户阅读重要条款等。

- [金融機関の個人情報保護に関するコンプライアンス遵守ポイントの考察と分析\(連載その二、全二回\)](#)

第 781 期の「里兆法律情報」では、「個人金融情報保護に関する立法及び規制」について紹介したが、今回は、「金融機関の個人情報保護に関するコンプライアンス遵守ポイント」及び「個人金融情報保護メカニズムの構築に関する若干の提案」について更に考察する。

## 二、金融機関の個人情報保護に関するコンプライアンス遵守ポイント

### 1. 情報の収集は、「告知-同意」及び「必要最小限」の原則に従うこと

まず、個人情報保護法では、個人情報を取扱ううえで遵守すべき「告知-同意」の原則を確立しており、即ち、個人情報を収集し使用するには明確な目的を有しなければならない、且つ収集前にその取扱い目的、方法、範囲等の事項を本人に告知するようにし、同意の取得が免除される 6 つの状況を除き、本人から事前に同意を取り付けておかなければならない。本人が同意しない場合は、個人情報の取扱いがかかる製品又はサービスの提供に必須である場合を除き、個人情報取扱者はこれを理由に係る製品又はサービスの提供を拒否してはならない。「意見募集稿」第 42 条では、この情報収集規則を改めて強調しており、且つ銀行保険機構は「形を変えて実質的に強制したり、不法に買い取る等の不正な方法をもって消費者の個人情報を収集してはならない」としている。

次に、個人の金融情報の収集においては、必ず「必要最小限」の原則に従わなければならない、即ち、個人が金融商品を獲得したり、又は金融サービスを受けたりするために必要な範囲に限定される。現在、金融分野で広くみられる個人情報の過剰な収集は、「派生情報」に関係しているものであることが多い。「派生情報」とは、元の個人情報を取扱い、分析した後で形成された個人のある特定の状況を反映することのできる情報を指し、例えば、個人の消費習慣、リスク選好、投資意欲等であり、金融商品の販売や金融サービスの革新のために使用しやすいよう、これらの情報を通じて顧客プロフィールを形成するのである。「意見募集稿」第 43 条は、銀行保険機構が書式約款を使用して個人情報の授権を取得することを認めているが、「個人情報の収集、利用及び対外的な提供の範囲と具体的な状況を書式約款中で明確にし、消費者と重大な利害関係がある内容については、契約書の中の目立つ位置に明示する」よう明確に求めている。実務運用上は、金融機関は、定型契約で「概括的な授権」、「隠れ条項」等を設定することで、個人金融情報を過剰に収集し使用することを避けなければならない。また、顧客にとりわけ知らせる必要のある重大な利害関係に係る内容については、太字、下線、フォントの色を変更するなどの方法をもって、顧客に対し十分な注意喚起をするか、又は合理的な閲覧時間を設定し(10 秒に設定する等)、重要条項等を顧客に強制的に閲覧してもらうようにするとよい。

## 2. 敏感个人信息特殊保护规则

个保法第 28 条定义“敏感个人信息”为“一旦泄露或者非法使用，容易导致自然人的人格尊严受到侵害或者人身、财产安全受到危害的个人信息”，并将“金融账户”列入其中。除金融账户以外，在提供金融产品和金融服务的过程中，为了鉴别、认证客户身份而获取的指纹、人脸识别特征以及可能涉及客户亲属信息的未满十四周岁未成年人的信息等均属于敏感个人信息。另外，学界有见解认为《技术规范》中的“鉴别信息”也应属于敏感个人信息，因为如果该类信息泄露或被非法使用，导致个人财产损失的概率极高，符合敏感个人信息的特征。由于个保法中对敏感个人信息的列举并没有穷尽，金融机构在对哪些属于敏感个人信息进行判断时，可参考《技术规范》中个人金融信息根据敏感程度被划分的三个类别：C3 信息敏感程度最高，一旦遭到未经授权的查看或变更，会对个人金融信息主体的信息安全造成严重危害，包括银行卡密码、个人生物识别信息等；C2 次之，包括支付账号、账号余额等；C1 敏感程度最低，包括账户开立时间、开户机构等。另外，《分级指南》也根据金融数据安全遭受破坏后的影响对象及影响程度，将数据安全从高到低划分为 5 级，其中，4 级数据、3 级数据、2 级数据分别对应了技术规范中的 C3、C2、C1。《技术规范》与《分级指南》虽然是推荐性行业标准，本身不具有法律强制力，但在部门执法与企业合规方面具有一定的参考价值。

个保法第 29 条规定：处理敏感个人信息应当取得个人的单独同意；法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的，从其规定。关于对“单独同意”的理解，2021 年 11 月发布的《网络安全数据安全条例（征求意见稿）》中明确规定“单独同意是指数据处理者在开展具体数据处理活动时，对每项个人信息取得个人同意，不包括一次性针对多项个人信息、多种处理活动的同意”。这意味着金融机构也要改变以往“一揽子授权”的模式，不能将“敏感个人信息”与“一般个人信息”进行“捆绑”以获取个人同意。考虑到机械式地多次取得个人单独同意的方式势必增加金融机构的合规成本，并可能影响用户体验，我们认为，对于“单独同意”原则，实务操作中不宜拘泥于法条字面的意思，而应在把握其立法目的的基础上寻求合规且变通的方法，原则上只要保证个人在充分知情、自愿的情况下，能够自主决定是否同意对其敏感个人信息的处理即可。例如，向客户提供一张包含了敏感个人信息在内的完整授权清单，只需要客户勾选一次，这种做法可能剥夺了客户拒绝处理某些敏感个人信息的权利，但如果是在每项敏感个人信息及每种处理方式前设置可供用户勾选的方框，就既满

## 2. 機微な個人情報の特別保護規則

個人情報保護法第 28 条では、「機微な個人情報」は「万が一漏洩し、又は不法使用されることにより、容易に自然人の人格の尊厳を侵害し、又は人身・財産安全を脅かすことになり得る個人情報」と定義され、且つその中には「金融口座」が含まれている。「金融口座」以外にも、金融商品及び金融サービスを提供する過程では、顧客の身元を識別、認証するために取得した指紋、顔認識情報、並びに顧客の親族情報に係わり得る 14 歳未満の未成年者の個人情報等は全て機微な個人情報に該当する。また、学界では、「技術規範」に記載されている「鑑別情報」も機微な個人情報に該当すべきだという見解もあり、それは、かかる情報が漏洩し、または不法使用されてしまうと、個人財産が失われる確率が極めて高く、機微な個人情報の特性を満たすからである。個人情報保護法では、機微な個人情報についての列举は全てを網羅し尽くしているわけではなく、金融機関はどの情報が機微な個人情報に該当するのかを判断するにあたり、「技術規範」において個人金融情報を機微度の度合いに応じて分けられた次の 3 つの類別を参照することができる。C3 は最も機微度の高い情報であり、ひとたび授權なく照会又は変更がなされると、個人金融情報主体の情報セキュリティが深刻に脅かされる恐れがあり、銀行カードの暗証番号、個人の生体認証情報等を含み、C2 は二番目に機微度の高い情報であり、支払元口座番号、口座残高等を含み、C1 は最も機微度の低い情報であり、口座開設時間、開設機関などを含む。なお、「等級別ガイドライン」では、金融データセキュリティが破壊された後の影響先及び影響度合いに応じて、データのセキュリティを高低 5 つの級別に分けており、そのうち、4 級データ、3 級データ、2 級データはそれぞれ技術規範の C3、C2、C1 に対応している。「技術規範」と「等級別ガイドライン」は推奨性業界基準であり、それ自体に法的強制力はないが、監督管理部門による法執行及び企業によるコンプライアンス遵守の観点から、一定の参考価値がある。

個人情報保護法第 29 条では、「機微な個人情報を取扱う場合、個人から個別の同意を得なければならない。法律、行政法規で、機微な個人情報を取扱うには書面による同意を取得しなければならない」と規定している場合、その規定に従わなければならない」とされている。「個別の同意」の理解については、2021 年 11 月に公布された「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」では、「個別の同意とは、データ取扱者が特定のデータを取扱う際に、個人情報の項目ごとに個人の同意を得ることを意味し、個人情報の複数の項目又は複数の取扱い行為に対しての一括型の同意は含まない」と明確に規定している。これは、金融機関も従来の「一括型授權」モデルを変更し、「機微な個人情報」を「一般の個人情報」として一括にするのではなく、個人の同意を得なければならないことを意味している。機械的に何度も個人から個別の同意を得ることは、金融機関にとってもコンプライアンスコストの増加につながり、使用者の体験にも影響を与える恐れがあることを考えると、「個別の同意」という原則については、実務上は条文の字面の意味にとらわれることなく、その立法趣旨を把握した上で、コンプライアンス遵守且つ弾力的な方法を探るべきであり、原則として、個人が事情を十分に理解し、自由意志に基づい

足了单独同意的要求，也可节省合规成本。

### 3. 保障个人信息主体享有的查阅、复制、更正、补充及删除权

个保法第四章规定了个人在个人信息处理活动中享有的权利，主要为对个人信息查阅、复制、更正、补充以及删除等权利。司法实践中，不乏因银行报送错误的个人征信信息导致个人信用受损而引发民事纠纷的案例。金融机构作为个人金融信息的处理者，建议事先为信息主体行使相关权利提供明确可行的申请途径，包括公布有关受理申请的流程、处理时限、处理结果的通知方式等，并尽可能通过高效、便捷的方式响应信息主体的要求。例如，客户要求查询其个人信息的，就查询结果可提供纸质或电子版；就获取方式可现场领取、邮寄或电子邮件发送等，以便于客户自由选择。另外，删除权也是个人信息主体较为重要的权利，当客户停止服务或注销账号时，除非法律法规另有规定（例如法律法规强制要求在一定时间段内保留个人信息），金融机构应当删除相应的个人金融信息或作匿名化处理。

### 4. 与外部合作时应履行监督责任

金融机构基于自身业务发展或风险管理的必要，会存在从外部引入数据以及向外部提供数据的需求。此种情形下，根据个保法的相关规定，金融机构作为提供方时，应将接收方的相关情况告知个人并取得单独同意；而金融机构作为接收方时，应注意在约定的处理目的、方式及范围内处理个人信息，如有变更目的、方式的，需重新取得个人同意。但在实务中，金融机构即使能保证自己提供的个人金融信息满足合规要求，但往往难以确保外部合作方提供的个人金融信息是通过正当、合法的途径获得的，这又提升了个人金融信息保护工作的难度。

对此，《征求意见稿》的第 44、45 条也明确了金融机构在外部合作时应遵守的规定，例如：应在消费者授权同意的基础上与合作方处理个人信息；与合作机构的协议中应约定数据保护责任、保密义务、监督、处罚、合同终止和突发情况下的应急处

て機微な個人情報の取扱いに同意するかどうかを自ら決定することができるようになればよいと考えられる。例えば、機微な個人情報を含む完全な授權リストを顧客に提供し、顧客が 1 回でもチェックすればよし、としたならば、顧客が一部特定の機微な個人情報の取扱いを拒否する権利を奪うことにはなり得るが、機微な個人情報の諸項目と各種取扱い方法の前に、顧客が選択できるチェックボックスを設置すれば、個別の同意の要求を満たすことになり、コンプライアンスのコストを節約することもできる。

### 3. 個人情報主体が有する照合、複製、修正、補足及び削除に係る権利の保障

個人情報保護法第四章では、個人が個人情報の取扱いにおいて有する権利が規定されており、主には、個人情報に対する照合、複製、修正、補足及び削除に係る権利である。司法の実践においては、銀行から誤った個人の信用情報を送付されたことにより、個人の信用が損なわれたことに起因する民事紛争事例が多く発生している。金融機関は、個人の金融情報の取扱者として、情報の主体に係る権利を行使できるよう、申請を受理するプロセス、取扱期限、取扱結果の通知方法等に関する情報の公開などを含む、明確かつ実行可能な申請ルートを事前に提供し、且つ情報主体の要求には可能な限り効率的かつ便利な方法で対処するのがよい。例えば、顧客がその個人情報の照合を求めた場合、照合結果を紙媒体又は電子媒体で提供するとよく、受領方法については、顧客が自由に選択できるよう現場での受領、郵送又は電子メールによる送付などとしておく。また、削除権も個人情報主体にとってやや重要な権利であり、顧客がサービスを停止し、又は口座を解約した場合、法律法規で別段の定め（例えば、法律法規で個人情報の一定期間内の保存を義務付ける等）がない限り、金融機関は係る個人の金融情報を削除し、又は匿名化処理しなければならない。

### 4. 外部と提携する際に履行すべき監督責任について

金融機関は自らの業務展開又はリスク管理の必要上、外部からデータを導入したり、外部に向けてデータを提供したりするニーズがあるはずである。このような場合、個人情報保護法の関連規定によると、金融機関が提供者となる場合、提供先の関連情報を個人に通知し、且つ個別の同意を得なければならず、金融機関が受領者となる場合、約定された取扱い目的、方法及び範囲内で個人情報を取扱うように注意しなければならず、もしも目的や方法を変更する場合、改めて個人の同意を得る必要がある。しかし、実務上は、金融機関はたとえ自ら提供する個人金融情報がコンプライアンス上の要求を満たすことを保証できたとしても、外部提携先から提供される個人の金融情報が正当かつ適法的な手段で取得されたものであることを保証するのは難しいことが多く、このことも個人の金融情報の保護を一層難しくさせている。

これに対し、「意見募集稿」の第 44 条、45 条では、金融機関が外部と提携する際に遵守すべき規定を明確にしており、例えば、消費者の授權・同意に基づき提携先と個人情報を取扱うこと、提携先との協議書の中で、データ保護責任、秘密保持義務、監督、罰則、契約終

置条款；应督促和规范与其合作的互联网平台企业有效保护消费者个人信息，未经消费者授权同意，不得在不同平台间传递消费者个人信息等。另外，金融机构在选择外包服务机构时，也应注意对其开展在金融信息保护方面的资质审查和风险评估，尽到审慎监督的义务。

### 5. 跨境传输应符合监管要求

2011年01月，中国人民银行发布的17号文规定：在中国境内收集的个人信息金融信息的储存、处理和分析应当在中国境内进行；除法律法规及中国人民银行另有规定外，银行业金融机构不得向境外提供境内个人信息金融信息。

2011年05月，中国人民银行上海分行又发布《关于银行业金融机构做好个人信息金融信息保护工作有关问题的通知》（以下称“110号文”），规定个人信息跨境在满足①办理业务所必需；②经客户书面授权或同意；③境内银行业金融机构向境外总行、母行或分行、子行提供境内个人信息这三项条件的情况下，不认为是违规，但作为境外接收方的总行等应对该等跨境信息予以保密。

个保法第38条规定了个人信息的跨境传输必须符合A.通过国家网信部门安全评估；B.经专业机构进行个人信息保护认证；C.与境外接收方签订国家网信部门制定的标准合同；D.法律、行政法规或国家网信部门规定的其他条件这四项条件之一。而根据《网络安全法》第31条的规定，关键信息基础设施的运营者（CIIO）收集和产生的个人信息和重要数据应当存储在境内，因业务需要，确需向境外提供的，原则上只能通过安全评估。而关于关键信息基础设施运营者的认定，需要国家网信部门会同电信主管部门、公安部门等制定《关键信息基础设施识别指南》，再由国家行业主管或监管部门按照该指南进行认定，目前该指南还未出台。因此，我们理解，如果之后依据指南和有关部门的认定，部分金融机构属于CIIO的，其个人信息金融信息跨境传输的途径只能是通过安全评估。

### 三、对构建个人信息金融信息保护机制的若干建议

从《征求意见稿》的出台可以看出，国家对金

了及及び突発的な状況下での緊急対処条項を約定しておくこと、自己が提携するインターネットプラットフォーム企業が消費者の個人情報を有効に保護し、消費者の授權・同意なく異なるプラットフォーム間で消費者の個人情報を渡さないよう督促し、規範化することなどである。また、金融機関がアウトソーシングサービス機関を選定する際には同社に対し、金融情報保護に関する資格審査及びリスク評価を行い、慎重な監督義務を尽くすことに留意すべきである。

### 5. 越境移転は規制要求を満たさなければならないこと

2011年1月、中国人民銀行が発布した17号文では、中国国内で収集した個人の金融情報の保存、取扱い及び分析は中国国内で行わなければならない、法律法規及び中国人民銀行に別段の定めがない限り、銀行業金融機関は国内の個人の金融情報を国外に提供してはならないと規定している。

2011年5月、中国人民銀行上海支店は、さらに「銀行業金融機関による個人の金融情報保護作業の貫徹に係る問題に関する通知」（以下、「110号文」という）を発布し、個人情報の越境は、①業務遂行に必要であること、②顧客の書面による授權又は同意を得ること、③国内の銀行金融機関が国外の本店、親会社又は支店、子会社に国内の個人の金融情報を提供すること、という三つの条件を満たした場合、コンプライアンス違反とはならないが、国外の受領者である本店等は当該越境情報について、秘密を保持しなければならないと規定している。

個人情報保護法第38条では、個人情報の越境移転は、A.国家インターネット情報部門の安全評価を通過すること、B.専門機関を通じて個人情報保護認証を行うこと、C.国外受領者との間に国家インターネット情報部門が制定した標準契約を締結すること、D.その他法律、行政法规又は国家インターネット情報部門が定める条件、という4つの条件のいずれかを満たさなければならないとしている。また、「サイバーセキュリティ法」第31条の規定によると、重要情報インフラ施設の事業者（CIIO）が収集及び生成する個人情報と重要データは国内に保存しなければならないが、業務上のニーズに応じて確かに国外に提供する必要がある場合、原則として安全評価を通過しなければならないとされている。重要情報インフラ施設の事業者の認定については、国家インターネット情報部門が電気通信主管部門、公安部門と連携して「重要情報インフラ施設識別ガイドライン」を策定し、国家業界主管又は監督管理部門が当該ガイドラインに基づき認定を行う必要があるのだが、現在当該ガイドラインはまだ公布されていない。従って、筆者の認識では、今後ガイドライン及び関連部門の認定により、一部の金融機関がCIIOに該当する場合、その個人情報金融情報の越境移転には、安全評価を受けるしかないと考えられる。

### 三、個人情報金融情報保護メカニズムの構築に関する若干の提案

「意見募集稿」の公布から、国は金融機関の個人情

融机构个人信息保护工作的监管力度正在不断加强，作为金融机构自身，也应该有计划地逐步建立起个人金融信息合规制度。现阶段，建议从以下方面开始着手：

1. 根据“最小必要”原则，制定、完善《个人信息处理知情同意书》、《隐私政策》等标准文本，其使用对象不仅限于金融消费者，还包括金融机构在产品和服务以外通过其他渠道获取、加工和保存信息的主体，如消费者或合作方提供的个人信息、金融机构员工的个人信息等均属于受保护范围。
2. 参考《征求意见稿》的相关要求，对内设置个人信息的访问、操作权限，规范授权审批流程，通过培训等方式加强从业人员的个人信息保护意识，严禁超权限的非法使用行为；对外严格审查外部合作方及外包机构的相关资质，通过协议明确约定各自的信息保护义务，实施必要的监督。
3. 根据个保法的规定，建立个人信息权利响应机制，明确申请与投诉的程序、受理部门、处理时限等。同时做好信息安全应急预案，以备发生信息安全事件时，及时履行对监管部门的报告义务以及对信息主体的通知义务。

需要强调的是，对于客户主要为企业而非个人的金融机构，在其开展公司金融业务或同业业务的过程中，同样涉及到个人信息。例如：银行在审查公司贷款担保人（自然人）的资信情况时，必然会收集到该担保人的个人信息；金融机构在对合作方进行尽职调查时，也会掌握对方法定代表人、董事、自然人股东等的个人信息；在为企业客户提供金融服务时，会获取客户提供的授权代表人、经办人等的个人信息。对于该等个人信息，金融机构也必须采取符合《个人信息保护法》等相关规定的保护措施，并遵守金融监管部门的相关规定。建议各金融机构结合自身情况及早作必要应对。

（作者：里兆律师事务所 裴德宝 沈思明）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [滴滴巨额罚款对企业网络安全、数据安全、个人信息保护的警示](#)

報保護に対する監督管理を絶えず強化している真っ只中であり、金融機関自身としても、個人金融情報のコンプライアンス体制を計画的に順次に構築していくはずだといことがわかる。現段階では、以下の方面から着手していくのがよい。

1. 「必要最小限」の原則に基づき、「個人情報の取り扱いに関する同意書」、「プライバシーポリシー」等の標準文書を作成・改善しておき、その使用対象は金融消費者だけに限らず、金融機関が商品とサービス以外に他のルートから入手し、加工し及び保存する情報の主体も含まれ、例えば、消費者又は提携先から提供された個人情報、金融機関の従業員の個人情報等はいずれも保護される範囲内に含まれる。
2. 「意見募集稿」の係る要求を参考にし、内部的には、個人情報のアクセス、操作権限を設定し、授權審査認可プロセスを規範化し、研修等の方法を通じて従業員の個人情報の保護意識を強化し、権限を越える不法な使用行為を厳しく禁ずる。外部的には、外部提携先及びアウトソーシング先の係る資格を厳しく審査し、契約を通じてそれぞれの情報保護義務を明確に定め、必要な監督措置を実施する。
3. 個人情報保護法の規定に基づき、個人情報に係る権利の対応メカニズムを構築し、申請や苦情の手続、受付部署、処理期限等を明確にしておく。同時に、情報セキュリティ事故が発生した際に、監督管理部門への報告義務及び情報主体への通知義務が遅滞なく履行されるよう、情報セキュリティ緊急対策案を用意しておく。

ここでの重要なポイントは、個人ではなく法人を主な顧客とする金融機関にとっては、法人向け金融業務とインターバンク業務においても、同じように個人情報問題に関わってくるということである。例えば、企業への融資で保証人（自然人）の信用度を審査する場合、銀行は必然的に当該保証人の個人情報を収集することになる。金融機関が提携者のデューデリジェンスを行う場合、相手方の法定代表者、董事、自然人株主等の個人情報も入手することになる。法人顧客に金融サービスを提供する場合は、顧客から提供された授權代表者、担当者等の個人情報も取得することになる。これらの個人情報については、金融機関としても「個人情報保護法」等の関連規定を踏まえた保護措置を講じ、且つ金融監督管理部門の関係規定を遵守しなければならない。それぞれの金融機関においては、各自の状況を踏まえながら、必要な対応を早期に行っておくことが推奨される。

（作者：里兆法律事務所 裴德宝 沈思明）

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [配車サービス大手「滴滴」\(DiDi\)に科された巨額の罰金が企業のサイバーセキュリティ、データセキュ](#)

- 个人信息出境标准合同（征求意见稿）
- 《反垄断法（2022年修订）》

- リティ、個人情報保護に与える警告
- 個人情報越境移転の標準契約（意見募集案）
- 独占禁止法（2022年改正）